

總務委員會請願・陳情一覽表

(別紙)

○継続分 1 件

付託委員会名		総務委員会					
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見意	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第50号 (20.2.4)	備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男	永住外国人への地方参政権の付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求めることについて					

○新規分7件（請願1件、陳情6件）

付託委員会名		総務委員会				
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見意	執行機関に対する措置
						送付
請願第12号 (20.9.8)	岡山市蕃山町4-5岡山織維会館421号室 日本会議岡山 会長 平沼 趟夫 外1名	天皇陛下御即位20年奉祝行事開催について	蓮岡			
陳情第67号 (20.8.4)	岡山市石関町2-1 岡山県私学協会 会長 佐藤 元信	私学助成に関する意見書の提出について				
陳情第68号 (20.8.18)	岡山市今2-2-1 岡山県市町村振興センター3階 岡山県市長会 会長 井手 紘一郎	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について				
陳情第69号 (20.8.26)	岡山市今2-2-1 岡山県町村会 会長 重森 計己	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について				
陳情第74号 (20.9.8)	岡山市石関町2-1 岡山県私学協会 会長 佐藤 元信 外5団体	岡山県財政構造改革に対する緊急要望について				
陳情第76号 (20.9.8)	岡山市大供1-7-1 真実の歴史を学ぶ会 会長 瀬戸 保彦	天皇陛下御即位20年奉祝行事開催について				
陳情第77号 (20.9.8)	岡山市浜1-2-3 日本をよくする岡山県民の会 会長 吉田 敏一郎	天皇陛下御即位20年奉祝行事開催について				

請願・陳情

平成20年9月24日

總務委員会

付託委員会名	総務委員会					
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に 対する措置
						送付
陳情第50号 (20. 2. 4)	備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男	永住外国人への地方参政権の付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求めることについて				

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

現在、在日本大韓民国及びその賛同者が、永住外国人地方参政権付与を日本政府に求める意見書を、全国の自治体の議会において採択するよう働きかけている。

そして、事実は確認されていないが、現在のところ全国1,882自治体のうち971(52%)の自治体がその意見書を採択していると彼らは言っている。

しかしながら、地方といえども、参政権を外国人に付与するのは明確に憲法違反である。岡山県においては、このような意見書を提出する議案が上程された場合には、以下の陳情の理由を冷静に判断していただき、安易に採択することなく、慎重審議の上否決されるように求める。

(陳情理由)

1 日本国憲法では、参政権を国民固有の権利（第15条第1項）としているが、地方参政権もその自治体の住民が選挙することになっている（第93条第2項）。

そして、平成7年2月28日の最高裁判決で「住民とは日本国民を意味する」としている。

2 参政権付与に賛成する人々は、同判決の傍論にある「憲法上禁止するものではないと解するのが相当である」との部分を取り上げて最高裁のお墨つきを得たと喧伝しているが、この部分はあくまでも傍論であって主文ではない。この主文では原告（民団団員）の訴えは明確に棄却されている。

3 韓国では平成17年、在韓永住外国人の一部に地方選挙権を認めた。それをもって、相互互恵主義にのっとって日本でも認めるように働きかけがなされているが、昨年の韓国地方選挙で選挙権を得た日本人はわずかに51人である。しかしに我が国には現在永住外国人は約70万人であるので、相互互恵といったものでは決してない。

4 諸外国でも認めていると主張する人々もいるが、もともと一国であったスカンジナビア諸国を中心統合を理想とするEU等20カ国くらいであり、世界の趨勢ではない。それを我が国に当てはめようというのは、著しく妥当性を欠く。

5 基本人権であるから、また、納税しているから認めよと言う人々もいるが、では、選挙権のない未成年者には基本的人権はないのか、納税していない低所得者や学生には選挙権は付与されないのか。

また、税金とは行政サービスの対価であるから、納税と参政権とは別個の存在である。

6 国政ではないからよいではないか、と言う人々もいるが、地方政治といえども国政に密接に関係しており、教育・治安・安全保障等重要な役割を担っているということは、地方議員の皆様が一番よく御承知のことだと存ずる。

以上のとおりであるので、当該議案がもし上程された場合、事情をよく御認識いただいて、慎重審議の上、否決されるよう陳情する。

執行部意見

(企画振興部市町村課)

永住外国人への地方参政権の付与については、基本的には国の立法政策にかかわる事柄であり、現在、国会において「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案」が継続審議とされていることから、その動向を注視してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
請願第12号 (20.9.8)	岡山市蕃山町4-5 岡山織維会館421号室 日本会議岡山 会長 平沼 趟夫 外1名	天皇陛下御即位20年奉祝行事開催について	蓮岡				

[請願の内容]

(請願趣旨)

岡山県は、吉備国・高島宮に神武天皇がしばらく御滞在された（記紀）とされており、いにしえより和氣清麻呂公、児島高徳公など尊皇の志あつい忠義の先人を輩出し、さらには今上陛下姉君順宮厚子内親王の池田家へのみこし入れという御慶事もあり、皇室との御縁、殊のほか深いところである。

近年においては平成12年の地方事情御視察、平成17年の第60回国民体育大会「晴れの国おかやま国体」秋季大会への天皇皇后両陛下の行幸啓を賜り、私たち岡山県民にとって大きな喜びとするところであった。

現在、政府・国会において平成21年11月12日が即位の礼から満20年目に当たることを記念して、この日を臨時祝日とすることが検討されている。このことは改めて皇室のすばらしい歴史と伝統にふれるまた

ない機会であると存ずる。

我が岡山県においても、天皇陛下御即位20年をお喜び申し上げ、幅広く県民各層の祝意をあらわさせていただくために、中央での政府主催奉祝行事とは別に、岡山県を初めとして各市町村において、御即位20年を奉祝する行事を開催いただき、より多くの県民が祝意をあらわすことができる機会をおつくりいただくよう、格別の御理解と御協力を賜るよう衷心よりお願ひ申し上げる。

(請願事項)

- 1 天皇陛下御即位20年奉祝行事が岡山県を初め各市町村において開催されることを要請する。
- 2 天皇陛下御即位20年をことほぎ、御健勝を祈り奉るため各市町村において奉祝記帳所の設置を要請する。

執行部意見

(総務部総務学事課)

天皇陛下御即位20年に際しては、本年6月、国内の各界を代表する方々の参集の下、「天皇陛下御即位20年奉祝委員会」が設立され、奉祝運動の気運が盛り上がりをみせており、本県からも知事並びに県議会議長が奉祝委員会の代表委員に就任しているところである。

こうした動きの中、国においても、奉祝事業の実施が検討されていくものと思われるが、県としては、今後の国の動きや方針等をみながら、御即位10年の際の対応状況、他県の動向等を見極めた上で、適切に判断し対応してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会							
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置		
						送付	回答	
陳情第67号 (20.8.4)	岡山市石関町2-1 岡山県私学協会 会長 佐藤 元信	私学助成に関する意見書の提出について						

[陳情の内容]

(陳情理由)

本県の私立高等学校等（高等学校、中学校、小学校及び幼稚園）は、おのおの建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開して、本県の公教育の進展に寄与している。

しかし、御高承のとおり、少子化による生徒数等の大幅な減少の影響等により、私立高等学校等の経営は、いよいよ重大な局面を迎えていると言わざるを得ない。

公教育の将来を考えるとき、公私相まっての教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものと考えられる。

そのためには、公立高等学校等に比べてはるかに財政的基盤の脆弱な私立高等学校等に対する助成措置の

充実が必要である。

このことは、各都道府県が所管する事項とはいうものの、我が国の将来の発展に密接不可分の関係にある教育の振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところである。

現在、政府においては、国と地方の役割を見直し、財政面での地方分権改革を推進中ではあるが、国家百年の大計のため、教育基本法第8条及び教育振興基本計画の趣旨にのっとり、万難を排し、私学助成に係る国庫補助制度が堅持され一層の充実が図られるよう、貴議会での特段の御高配をお願いする。

(陳情事項)

高等学校等に対する私学助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実が図られるよう、政府及び国会に意見書を提出していただきたい。

執行部意見

(総務部総務学事課)

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会において、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向けて検討されることとなっているが、私学助成に係る国庫補助金の取扱については、現時点では不明である。

いずれにしても、県としては、私学助成の重要性については十分認識しており、極めて厳しい財政状況ではあるが、私学助成に係る国庫補助制度の有無にかかわらず、今後とも努力してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第68号 (20.8.18)	岡山市今2-2-1 岡山県市町村振興センター3階 岡山県市長会 会長 井手 紘一郎	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について					

[陳情の内容]

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は、特に過疎地域において顕著であり、路線バスなどの公共交通機関の廃止や、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等々、生活・生産基盤の弱体化が進む中、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対し、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

については、内閣総理大臣を初め、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出していただき、新たな過疎対策法の制定について、強力に働きかけられるよう陳情する。

執行部意見

(企画振興部中山間地域振興室)

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、国・都道府県・市町村が一体となって各種対策を講じてきた結果、社会基盤等の整備などでは一定の成果をあげている。

しかしながら過疎地域では、若年層の流出による人口減少と高齢化の進行が著しく、集落機能の低下をはじめ、医師不足、生活交通問題や耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。

こうしたことから、これらの課題に的確に対応するため、引き続き、社会基盤等のハード整備に加えソフト施策を総合的に推進していくための新たな立法措置が必要である。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第69号 (20.8.26)	岡山市今2-2-1 岡山県町村会 会長 重森 計己	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について					

[陳情の内容]

過疎地域の振興対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として過疎地域は、人口減少、若年層の流出、高齢化の進行等による地域活力の低下が見られ、公共交通機関の廃止、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活基盤の弱体化が進む中で、財政基盤が脆弱であるなど、いまだ極めて深刻な状況に直面している。また、集落の高齢化などによる集落機能の維持が懸念され、今後、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど新たな課題も生まれている。

一方、過疎地域は、水源の涵養や国土の保全、貴重な文化の伝承、都市ではないゆとりある居住環境など、非常に大切で多面的かつ公共的な機能を有しており、このような機能を国全体で保全していくとともに、未来の世代に引き継ぐ必要がある。

したがって、過疎対策が国家的な課題であることを認識した上で、時代に対応した総合対策を強化充実し、過疎地域の振興が図られるよう、平成22年度を初年度とする新たな過疎対策を充実強化させることが必要である。

については、地方自治法第99条の規定に基づき、内閣総理大臣を初め、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に対し、意見書を提出していただき、新たな過疎対策法の制定について、強力に働きかけられるよう陳情する。

執行部意見

(企画振興部中山間地域振興室)

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、国・都道府県・市町村が一体となって各種対策を講じてきた結果、社会基盤等の整備などでは一定の成果をあげている。

しかしながら過疎地域では、若年層の流出による人口減少と高齢化の進行が著しく、集落機能の低下をはじめ、医師不足、生活交通問題や耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。

こうしたことから、これらの課題に的確に対応するため、引き続き、社会基盤等のハード整備に加えソフト施策を総合的に推進していくための新たな立法措置が必要である。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第74号 (20.9.8)	岡山市石関町2-1 岡山県私学協会 会長 佐藤 元信 外5団体	岡山県財政構造改革に対する緊急要望について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

私立学校の運営は、引き続く教育費の公私間格差、少子化に伴う生徒減少等により、従来にも増して困難な状況に直面している。こうした中、8月27日には岡山県財政構造改革プラン（素案）が発表され、一段と厳しい事態に陥ることが予測される。

このような状況の中で、今後の私学助成に当たっては特段の配慮を強く要望する。

(陳情事項)

1 私立学校経常費補助金について

本補助金については、積算基礎である人件費を県職員給与カット率に準じてカットし、21～24年度の4年間において削減が行われることになっている。一方、制度の激変緩和措置により、21～23年度の3年間は大幅な削減は避けられるが、24年度にはこの緩和措置が切れるため、総額で9億2000万円を超える大幅な削減が行われることになる。

については、次の事項を強く要望する。

(1) 補助金算定に当たっては、知事等及び職員の給与の特例に関する条例に基づく減額措置を講ずる前の県職員給与（県人事委員会勧告に基づく給料表）を積算基礎としていただきたい。

(2) 激変緩和措置は24年度以降も延長していただきたい。

(3) 幼稚園は、職員給与部分が異なること、及び子育て支援、幼児教育が国の重点配慮分野であること等を勘案して、県職員給与カット率を適用しないなど削減について特段の配慮をお願いしたい。

2 岡山県私学振興財団補助金（退職金給付事業補助）及び日本私立学校振興・共済事業団補助金について

これら補助金は、私立学校の教職員の資質向上と福利厚生の充実に大きな役割を果たし、ひいては私学の魅力あふれる教育、健全な学校運営の推進になくてはならないものである。

しかし、今回のプランでは、これらの補助金の各補助率を1000分の34.5から1000分の14、1000分の8から1000分の4とするという大幅な削減計画となっており、その削減は私立学校の運営にとって極めて大きな打撃となるものである。

また、今後、団塊世代の教職員退職者等が増加する中で、この補助金の削減が続けば、現在、私学振興財団が積み立てている退職手当資金に大幅な不足が生じ、今後の給付等に大きな影響を与えることとなる。

については、これら補助金の削減を行わないよう強く要望する。

執行部意見

(総務部総務学事課)

改革プラン素案では、本県の極めて厳しい財政状況を踏まえ、県職員の人件費削減に取り組むこととしたところであり、経常費補助金について、この取り組みに準じて見直すこととしたものである。また、共済事業及び退職金給付事業に対する補助は、他の府県の取り組みを参考に、見直しを行うこととしているものである。

最終的な方針の取りまとめに当たっては、私立学校の公教育における重要性に鑑み、私立学校の健全な経営が可能となるよう、議会をはじめ県民皆様のご意見を十分お伺いし、検討してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第76号 (20.9.8)	岡山市大供1-7-1 真実の歴史を学ぶ会 会長 濱戸 保彦	天皇陛下御即位20年 奉祝行事開催について					

[請願の内容]

(陳情趣旨)

岡山県民は、いにしえより和氣清麻呂公、児島高徳公など尊皇の志あつい忠義の偉人を輩出しており、さらには今上陛下姉君順宮厚子内親王の池田家へのみこし入れの慶事を初めとして、皇室より殊のほか厚い御聖恩を賜っている。

また、平成17年の第60回国民体育大会「晴れの国おかやま国体」秋季大会への天皇皇后両陛下の行幸啓、第5回全国障害者スポーツ大会「輝いて！おかやま大会」への皇太子殿下の行啓、秋篠宮同妃両殿下を初めとする皇族方の御来県を賜ったことは、私たち岡山県民にとって大きな喜びであり、皇室の御聖徳を仰ぐことができる真にありがたい機会をお与えいただき、感謝と感激にたえないところであった。

政府・国会においても、平成21年11月12日が即位の礼から満20年目に当たることを記念して、この日を臨時祝日とすることが検討されている。

我が岡山県においても天皇陛下御即位20年をお喜

び申し上げ、幅広く県民各層の祝意をあらわさせていただくために、中央での政府主催奉祝行事とは別に、岡山県を初めとして各市町村・各地域において、御即位20年を奉祝する行事を開催いただき、より多くの県民が祝意をあらわすことができる機会をおつくりいただくよう、衷心よりお願ひ申し上げる。

天皇皇后両陛下、皇室の弥栄を心よりお祈り申し上げるとともに、奉祝行事の実施を通じて、改めて日本国皇室のすばらしい歴史と伝統に衷心より感謝申し上げるまたとない機会であると存じ、格別の御理解と御協力を賜るよう切に希望する。

(陳情事項)

- 1 平成21年11月12日を中心として天皇陛下御即位20年奉祝行事が岡山県を初め各市町村において開催されること。
- 2 天皇陛下御即位20年をことほぎ、御健勝を祈り奉るため各市町村において奉祝記帳所が設置されること。

執行部意見

(総務部総務学事課)

天皇陛下御即位20年に際しては、本年6月、国内の各界を代表する方々の参集の下、「天皇陛下御即位20年奉祝委員会」が設立され、奉祝運動の気運が盛り上がりをみせており、本県からも知事並びに県議会議長が奉祝委員会の代表委員に就任しているところである。

こうした動きの中、国においても、奉祝事業の実施が検討されていくものと思われるが、県としては、今後の国の動きや方針等をみながら、御即位10年の際の対応状況、他県の動向等を見極めた上で、適切に判断し対応してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会					
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置
					送付	回答
陳情第77号 (20.9.8)	岡山市浜1-2-3 日本をよくする岡山 県民の会 会長 吉田 敏一郎	天皇陛下御即位20年 奉祝行事開催について				

[請願の内容]

(陳情趣旨)

岡山県民は、いにしえより和氣清麻呂公、児島高徳公など尊皇の志あつい忠義の偉人を輩出しており、さらには今上陛下姉君順宮厚子内親王の池田家へのみこし入れの慶事を初めとして、皇室より殊のほか厚い御聖恩を賜っている。

また、平成17年の第60回国民体育大会「晴れの国おかやま国体」秋季大会への天皇皇后両陛下の行幸啓、第5回全国障害者スポーツ大会「輝いて！おかやま大会」への皇太子殿下の行啓、秋篠宮同妃両殿下を初めとする皇族方の御来県を賜ったことは、私たち岡山県民にとって大きな喜びであり、皇室の御聖徳を仰ぐことができる真にありがたい機会をお与えいただき、感謝と感激にたえないところであった。

政府・国会においても、平成21年11月12日が即位の礼から満20年目に当たることを記念して、この日を臨時祝日とすることが検討されている。

我が岡山県においても天皇陛下御即位20年をお喜

び申し上げ、幅広く県民各層の祝意をあらわさせていただくために、中央での政府主催奉祝行事とは別に、岡山県を初めとして各市町村・各地域において、御即位20年を奉祝する行事を開催いただき、より多くの県民が祝意をあらわすことができる機会をおつくりいただくよう、衷心よりお願い申し上げる。

天皇皇后両陛下、皇室の弥栄を心よりお祈り申し上げるとともに、奉祝行事の実施を通じて、改めて日本国皇室のすばらしい歴史と伝統に衷心より感謝申し上げるまたとない機会であると存じ、格別の御理解と御協力を賜るよう切に希望する。

(陳情事項)

- 1 平成21年11月12日を中心として天皇陛下御即位20年奉祝行事が岡山県を初め各市町村において開催されること。
- 2 天皇陛下御即位20年をことほぎ、御健勝を祈り奉るため各市町村において奉祝記帳所が設置されること。

執行部意見

(総務部総務学事課)

天皇陛下御即位20年に際しては、本年6月、国内の各界を代表する方々の参集の下、「天皇陛下御即位20年奉祝委員会」が設立され、奉祝運動の気運が盛り上がりを見せており、本県からも知事並びに県議会議長が奉祝委員会の代表委員に就任しているところである。

こうした動きの中、国においても、奉祝事業の実施が検討されていくものと思われるが、県としては、今後の国の動きや方針等をみながら、御即位10年の際の対応状況、他県の動向等を見極めた上で、適切に判断し対応してまいりたい。